

様式1-1-4-1 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書(国民に対して提供するサービスその他質の向上に関する事項) 様式

	④森林所有者との窓口である森林組合系統を対象に、自然災害の発生傾向などの地域的特徴を考慮して全国を複数のブロックに分けて、新規加入の拡大及び継続加入の推進などを円滑に行う上で必要な森林保険業務の能力向上を図る研修等を全国的に実施し、森林所有者に対し適切なサービスの提供を促進する(年 6 回以上実施)。		
年度計画	災害によって林業の再生産が阻害されることを防止するとともに、林業経営の安定と森林の多面的機能の維持及び向上を図るため、森林保険の加入促進に向けた方針を定期的に作成し、それに即した戦略的な取組を推進する。 なお、その際の目安として、基本的に下記の基準を満たすこととする。 ①ホームページの逐次更新や広報誌の 4 回以上の発行等を通じ、森林所有者や森林経営計画作成者等に森林保険の概要や最新の情報等をわかりやすく発信する。 ②関係諸機関と連携し、各都道府県、市町村、森林組合等を対象に、パンフレットやポスター等を幅広く配布・設置する(3,000 箇所以上設置)。 ③関係諸機関と連携し、少なくとも 3 年に 1 度は各都道府県で 1 回ずつ開催することを念頭に、都道府県、市町村及び大規模森林所有者向けの説明会等を全国的に行うなど効果的な普及活動を実施する(15 回以上実施)。また、森林施策を担う林業経営体等に対する説明会やインターネットを活用した情報提供等も積極的に行う。 ④森林所有者との窓口である森林組合系統を対象に、自然災害の発生傾向などの地域的特徴を考慮して全国を複数のブロックに分けて、新規加入の拡大及び継続加入の推進などを円滑に行う上で必要な森林保険業務の能力向上を図る研修等を全国的に実施し、森林所有者に対し適切なサービスの提供を促進する(年 6 回以上実施)。		
主な評価指標	<評価の視点> ・森林保険の加入促進に向けた継続的な取組を、森林所有者のみならず森林経営計画作成者等を含めた林業関係の関係諸機関も対象として幅広く行っているか。(評価指標) ・森林保険の加入促進に係る戦略を作成し、また定期的に見直しを行っているか。 ・定期的にホームページの更新を行っているか。 ・年間当たりの広報誌の発行回数 ・年間当たりの広報媒体配布先数 ・年間当たりの主要な契約対象者向けの普及活動等の実施回数 ・年間当たりの森林保険の窓口対応者(森林組合系統)の能力向上を図る研修等の実施回数 ・加入率の状況		
法人の業務実績等・自己評価			
業務実績	<主要な業務実績> 森林保険ニュース(8 回)、森林保険だより(4 回)、森林保険通信(12 回)等の広報誌やホームページに森林保険の概要や最新情報等の情報提供を行った。 各都道府県、市町村、森林組合系統等を対象に、森林保険パンフレットやポスターを幅広く配布した。また平成 30 年度から販売を開始する改定商品をわかりやすく紹介するパンフレット(10 万部)を新たに作成し、森林組合系統等に配布するとともに、ホームページに掲載した。 森林保険の加入促進を戦略的に進めるため、全国 7 ブロックに分け、森林保険推進戦略ブロック会議を開催した。 森林保険推進活動支援プランを作成し、委託先である各森連に周知するとともに、森林組合担当者会議(15 回)、公有林会議(4 回)、道府県市町村訪問(35 回)ほか、森林施策プランナー研修(8 回)や各種会議を通じて都道府県、市町村、森林組合系統等に対する説明会を実施した。 企業に対する営業活動として、素材生産業者等の訪問(8 回)を実施した。また、森林所有者に対する営業活動として、ふるさと森林会議(3 回)にブースを出展した。 大学演習林(8 校)について、保険センターと演習林所在地の委託先の協同により営業活動を行った。 窓口対応者(森林組合系統)の能力向上を図るため、初任者講習会(2 回)、業務講習会(8 回)、短期研修の受入れ(1 名)を実施した。 また、森林保険制度創設 80 周年記念シンポジウムを開催し、これを通じて各方面に向けて森林保険の PR を実施した。		
自己評価	評定 A	<評定と根拠> 加入促進については、当初計画した各種広報活動のほか、素材生産業者や大学演習林といった新規需要先に対する営業活動や、ふるさと森林会議への参加を通じて森林所有者への推進活動を行った。さらには森林保険制度創設 80 周年記念シンポジウムにおいて森林保険 PR に努めるとともに、併設行事として全国担当者会議を開催し、加入促進に向けた取組を実施した。当初計画以上の幅広い加入促進活動を展開してその成果も出てきていることから、「A」評定とした。 <課題と対応> 森林保険について、着実な推進と成長産業化を目指す林業の安定経営等に一層貢献するため、継続的な加入促進活動が必要である。	
主務大臣による評価	評定		<評定に至った理由> <今後の課題> <その他事項>

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1-3-(3)	第1 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項 3 森林保険業務 (3) 引受条件		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠(個別法条文など)	森林保険法 国立研究開発法人森林研究・整備機構法第13条第2項
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット(アウトカム)情報								②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標 期間最終年度)	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度		28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
委員会での 検討回数	1回以上 ／年		3回	1回				予算額(千円)	2,640,653	2,514,840			
								決算額(千円)	1,541,336	1,463,686			
								経常費用(千円)	1,606,201	1,448,057			
								経常収益(千円)	2,331,546	2,190,295			
								行政サービス実施コスト(千円)	▲ 642,838	▲ 714,889			
								従事人員数	22	24			

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については全て各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中長期目標	近年の自然災害の発生傾向、木材価格等の林業を取り巻く情勢等を踏まえつつ、保険運営の安定性の確保、被保険者へのサービスの向上の観点から、適宜引受条件の見直しを行う。
中長期計画	これまでの森林国営保険における事故率や近年の自然災害の発生傾向のほか、森林整備に必要な費用、木材価格等の林業を取り巻く情勢等を踏まえつつ、保険運営の安定性の確保、被保険者へのサービスの向上の観点から、保険料率、保険金額の標準をはじめとする引受条件の見直しの必要性について毎年度検討を行い、必要に応じて引受条件の見直しを行う。
年度計画	平成29年度は、平成30年度に実施予定の保険料率や割引等の引受条件の改定につき、森林所有者へのお知らせや業務システム改修等を確実に実施する。 また、引き続き森林整備に必要な費用、木材価格等の林業を取り巻く情勢等を踏まえつつ、保険運営の安定性の確保、被保険者へのサービスの向上の観点から、保険料率、保険金額の標準をはじめとする引受条件の見直しの必要性について検討を行う。
主な評価指標	＜評価の視点＞ ・保険運営の安定性の確保、被保険者へのサービスの向上に向けて、引受条件の見直しを適切に行っているか。 (評価指標) ・毎年一回以上、見直しの必要性について外部有識者を含めた委員会等で検討を行っているか。
法人の業務実績等・自己評価	
業務実績	＜主要な業務実績＞ 加入率が減少傾向にある森林保険について、着実な推進と成長産業化を目指す林業の安定経営等に一層貢献するため、保険運営の安定性の確保と契約者・被保険者へのサービス向上の観点から、平成28年度の検討を踏まえて引受条件を見直すべく、「国立研究開発法人森林研究・整備機構森林保険センター森林保険の引受条件に関する規程」を改定した。 今回改定した引受条件を適用する保険を「改定商品」といい、具体的な改定内容は、安定性確保の観点において、保険料率見直し期間のルール化、近年の災害リスクの保険料率への適正な反映、長期割引率の見直しを行い、また、サービス向上の観点では、契約者等から要望のある契約の始期日を統一できる仕組みの導入や割引の新設を行った。 改定した引受条件は平成31年度以降に保険期間が開始となる保険契約に適用するが、保険料見積もりや契約申込書の作成を行う期間を確保するため、平成30年度から改定商品の販売を開始する。 平成29年度は、外部有識者も委員となっている森林保険センター統合リスク管理委員会の審議を経て、改定に対応した業務システムの改修、森林所有者や委託先への改定内容の周知を行った。周知に当たっては、改定商品の説明用パンフレットや事務処理マニュアルを新たに作成した。また、プレスリリースも行い、「業界紙」で商

様式1-1-4-1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評価調査(国民に対して提供するサービスその他質の向上に関する事項) 様式

	品改定が紹介された。業務システム改修に関しては、操作マニュアルを作成し、委託先へ配布した。		
自己評価	評定	A	
	＜評定と根拠＞ 森林保険制度の安定性確保と契約者や被保険者等に対するサービス向上の観点から、引受条件の見直しや業務システム改修・構築(改定商品対応版)など当初計画した項目を着実に実施した。 さらに、円滑な導入に向けて、改定商品の説明用パンフレットを作成し、各種会議や市町村訪問を通じて、森林所有者や委託先、関係機関に対する説明の実施など計画以上の取組を実施したことから、「A」評定とした。 ＜課題と対応＞ 森林保険について、着実な推進と成長産業化を目指す林業の安定経営等に一層貢献するため、継続的な引受条件の見直しが必要である。		
主務大臣による評価	評定		
	＜評定に至った理由＞ ＜今後の課題＞ ＜その他事項＞		

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1-3-(4)	第1 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項 3 森林保険業務 (4) 内部ガバナンスの高度化		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠(個別法条文など)	森林保険法 国立研究開発法人森林研究・整備機構法第13条第2項
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット(アウトカム)情報								②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標 期間最終年度)	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度		28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
リスク管理を行うための委員会の開催	2回以上 ／年		3回	2回				予算額(千円)	2,640,653	2,514,840			
								決算額(千円)	1,541,336	1,463,686			
								経常費用(千円)	1,606,201	1,448,057			
								経常収益(千円)	2,331,546	2,190,295			
								行政サービス実施コスト(千円)	▲ 642,838	▲ 714,889			
								従事人員数	22	24			

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については全て各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中長期目標	金融業務の特性を踏まえた財務の健全性及び適正な業務運営の確保のため、外部有識者等により構成される統合的なリスク管理のための委員会を開催し、森林保険業務の財務状況やリスク管理状況を専門的に点検する。
中長期計画	金融業務の特性を踏まえた財務の健全性及び適正な業務運営の確保のため、外部有識者等により構成される統合リスク管理委員会を年2回以上開催し、森林保険業務の財務状況やリスク管理状況を専門的に点検する。
年度計画	金融業務の特性を踏まえた財務の健全性及び適正な業務運営の確保のため、外部有識者等により構成される統合リスク管理委員会を2回以上開催し、森林保険業務の財務状況やリスク管理状況を専門的に点検する。
主な評価指標	＜評価の視点＞ ・財務の健全性及び適正な業務運営は確保されているか。 (評価指標) ・外部有識者等を含めた委員により構成されるリスク管理を行うための委員会を年2回以上定期的に開催しているか。 ・また、上記委員会とは別に、財務上、業務運営上の課題について役員を含めて検討する会議を定期的に行っているか。
法人の業務実績等・自己評価	
業務実績	＜主要な業務実績＞ 3名の外部有識者を含む森林保険センター統合リスク管理委員会を2回(7月、2月)開催し、森林保険業務の財務状況、積立金の規模の妥当性の検証等について専門的な見地から点検を実施した。 金融業務を行う組織としてのガバナンスの強化の観点から、コンプライアンス研修や情報セキュリティ研修を含む職員研修計画を策定・実施し、職員の保険業務に求められる知識と能力の向上を図った。 ①コンプライアンス研修(管理職10名対象:1回実施、全職員37名対象:1回実施(eラーニング含む)) ②情報セキュリティ教育研修(全職員37名対象:2回実施(インシデント対応訓練含む)) 理事を筆頭に林野庁担当官を含めた事務・業務の総点検を3回実施し、森林保険センターの課題や対応策を検討することにより、保険業務の効率的・効果的な運営に努めた。 森林保険運営の透明性を確保するため、独立行政法人通則法等に基づくもの以外にも、ソルベンシー・マージン比率及び森林保険審査第三者委員会の概要についてもホームページで公開している。
自己評価	評定 B
＜評定と根拠＞	

様式1-1-4-1 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書(国民に対して提供するサービスその他質の向上に関する事項) 様式

		3名の外部有識者を含む森林保険センター統合リスク管理委員会において、財務状況、商品・制度改定及び積立金の規模の妥当性について専門的な見地から検証を行った。 「国立研究開発法人森林研究・整備機構森林保険センター職員研修要領」に基づき、「平成29年度森林保険センター研修計画」を作成し、計画的に職員の保険業務に求められる知識と能力の向上を図った。 独立行政法人通則法等に基づくもの以外にも、ソルベンシー・マージン比率及び森林保険審査第三者委員会の概要についてもホームページで公開した。 以上の通り、計画どおりの実績を確保したことから、「B」評定とした。 ＜課題と対応＞ 今後も引き続き、金融業務の特性を踏まえた財務の健全性及び適正な業務運営の確保のための内部ガバナンスの高度化に努める必要がある。
主務大臣による評価	評定 ＜評定に至った理由＞ ＜今後の課題＞ ＜その他事項＞	

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
第2-1	第2 業務運営の効率化に関する事項 1 一般管理費等の節減							
当該項目の重要度、難易度				関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書:事前分析表農林水産省 30-⑩ 行政事業レビューシート事業番号: 0215、0222			
2. 主要な経年データ								
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度)	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	(参考情報) 当年度までの累積 値等、必要な情報
研究開発業務								
一般管理費(千円)	対前年度比3%の抑制	748,046	725,604	703,836				
業務経費(千円)	対前年度比1%の抑制	1,571,583	1,555,867	1,540,308				
水源林造成業務等								
一般管理費(千円)	対前年度比3%の抑制	187,116	177,568	170,796				
森林保険業務								
一般管理費(千円)	対前年度比3%の抑制	93,842	38,062	35,064				
3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中長期目標	(1)研究開発業務 運営費交付金を充当して行う事業について、業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費については毎年度平均で少なくとも対前年度比3%の抑制、業務経費については毎年度平均で少なくとも対前年度比1%の抑制を行うことを目標とする。 (2)水源林造成業務 一般管理費(公租公課、事務所借料等の所要額計上を必要とする経費を除く。)については、特定中山間保全整備事業等とあわせて毎年度平均で少なくとも対前年度比3%の抑制を行うことを目標とする。 (3)森林保険業務 森林保険業務は、政府の運営費交付金を充当することなく、保険契約者から支払われる保険料のみを原資として運営するものであり、一般管理費等の支出の大きさが保険料に直接的に影響することを踏まえ、支出に当たっては、費用対効果を十分検討することなどによりコスト意識を徹底し、効率的な業務運営を図り、将来的な一般管理費等のスリム化につなげ、一般管理費(公租公課、事務所借料等の所要額計上を必要とする経費を除く。)については、毎年度平均で少なくとも対前年度比3%の抑制を行うことを目標とする。 なお、業務量及びそれに伴う一般管理費等は、保険料収入の変化や災害の発生状況等により影響を受けることに留意する。 (4)特定中山間保全整備事業等 一般管理費(公租公課、事務所借料等の所要額計上を必要とする経費を除く。)については、水源林造成業務とあわせて毎年度平均で少なくとも対前年度比3%の抑制を行うことを目標とする。							
中長期計画	(1)研究開発業務 運営費交付金を充当して行う事業(新規に追加されるもの、拡充分等を除く。)については、業務の見直し及び効率化を進め、中長期計画期間中、一般管理費については毎年度平均で少なくとも対前年度比3%及び業務経費については毎年度平均で少なくとも対前年度比1%の抑制を行うことを目標として節減を行う。 (2)水源林造成業務 一般管理費(公租公課、事務所借料等の所要額計上を必要とする経費を除く。)については、特定中山間保全整備事業等とあわせて毎年度平均で少なくとも対前年度比3%の抑制を行うことを目標として節減を行う。 (3)森林保険業務 森林保険業務は、政府の運営費交付金を充当することなく、保険契約者から支払われる保険料のみを原資として運営するものであり、一般管理費等の支出の大きさが保険料に直接的に影響することを踏まえ、支出に当たっては、物品調達必要性、加入促進業務やシステム化における費用対効果を十分検討することなどによりコスト意識を徹底して保険事務に必要な経費を節減し、効率的な業務運営を図り、将来的な一般管理費等のスリム化につなげ、一般管理費(公租公課、事務所借料等の所要額計上を必要とする経費を除く。)については、毎年度平均で少なくとも対前年度比3%の抑制を行うことを目標とする。 なお、業務量及びそれに伴う一般管理費等は、保険料収入の変化や災害の発生状況等により影響を受けることに留意する。 (4)特定中山間保全整備事業等							

		一般管理費(公租公課、事務所借料等の所要額計上を必要とする経費を除く。)については、水源林造成業務とあわせて毎年度平均で少なくとも対前年度比 3 %の抑制を行うことを目標として節減を行う。
年度計画		(1)研究開発業務 運営費交付金を充当して行う事業(新規に追加されるもの、拡充分等を除く。)については、業務の見直し及び効率化を進め、平成 28 年度予算比で、一般管理費については、少なくとも 3 %及び業務経費については、少なくとも 1 %の節減を行う。 (2)水源林造成業務 一般管理費(公租公課、事務所借料等の所要額計上を必要とする経費を除く。)については、特定中山間保全整備事業等とあわせて中長期計画に掲げた目標の達成に向け、削減を行う。 (3)森林保険業務 森林保険業務は、政府の運営費交付金を充当することなく、保険契約者から支払われる保険料のみを原資として運営するものであり、一般管理費等の支出の大きさが保険料に直接的に影響することを踏まえ、支出に当たっては、物品調達必要性、加入促進業務やシステム化における費用対効果を十分検討することなどによりコスト意識を徹底して保険事務に必要な経費を節減し、効率的な業務運営を図り、将来的な一般管理費等のスリム化につなげ、一般管理費(公租公課、事務所借料等の所要額計上を必要とする経費を除く。)については、中長期計画に掲げた目標の達成に向け、削減を行う。 なお、業務量及びそれに伴う一般管理費等は、保険料収入の変化や災害の発生状況等により影響を受けることに留意する。 (4)特定中山間保全整備事業等 一般管理費(公租公課、事務所借料等の所要額計上を必要とする経費を除く。)については、水源林造成業務とあわせて中長期計画に掲げた目標の達成に向け、削減を行う。
主な評価指標		<評価の視点> (1)研究開発業務 ・業務の見直し・効率化を進め、研究開発業務に支障を来すことなく一般管理費、業務経費の節減に努めているか。 (2)水源林造成業務 ・水源林造成業務を巡る諸情勢を踏まえつつ、水源涵養等の公益的機能の発揮に向けた効果的な業務運営に支障を来すことのない範囲で節減に努めているか。 (3)森林保険業務 ・コスト意識を徹底し、効率的な業務運営を図り、将来的な一般管理費等のスリム化につなげる取組を行っているか。 (4)特定中山間保全整備事業等 ・特定中山間保全整備事業等に係る効果的な業務運営に支障を来すことのない範囲で節減に努めているか。 (評価指標) (1)研究開発業務 ・一般管理費節減状況、業務経費節減状況 (2)水源林造成事業等 ・特定中山間保全整備事業等とあわせ一般管理費節減状況 (3)森林保険業務 ・一般管理費等節減状況 (4)特定中山間保全整備事業等 ・水源林造成業務とあわせた一般管理費節減状況
法人の業務実績等・自己評価		
業務実績		<主要な業務実績> (1)研究開発業務 運営費交付金を充当して行う事業(新規に追加されるもの、拡充分等を除く。)の一般管理費節減、業務経費節減については、経費削減を達成するため、業務の優先度に基づく執行や資金の使途ごとの支出限度額の設定による目標管理等、執行予算の管理に取り組んだ。なお、事業用車1台を削減するなど経費削減に取り組む、さらに、土地借料等の経費を削減するため、利用率の低い土地及び使用頻度の少ない建物等を検証し、建物を1棟、森林管理署へ返還し、また、土地の算定地目(雑種地から山林へ)の見直しによる年度ごとの削減額により、29 年度は 28 年度比で約 900 万円削減した。 上記の取組により、平成 29 年度の業務経費は前年度に比し 1.0 %減、一般管理費は 3.0 %の減となり、削減目標を達成した。 (2)水源林造成業務 一般管理費(公租公課、事務所借料等の所要額計上を必要とする経費を除く。)については、耐用年数の経過した保存品等の継続使用に加え、共同調達や一括調達による調達金額の節減に取り組むとともに、事務用品のリユースの推進などを図った結果、平成 28 年度から平成 29 年度までの削減額が特定中山間保全整備事業等とあわせ累計 16,320 千円(8.7 %)となり、中長期計画に掲げた削減目標に向けて抑制を図っている。 (3)森林保険業務 一般管理費(公租公課、事務所借料等の所要額計上を必要とする経費を除く。)の節減にあたっては、4 月に行われた全体会議において、予算の執行管理の留意点や経費削減の取り組みについて職員全員に周知し、予算の計画的かつ適正な執行と予算執行管理の徹底、職員のコスト意識の徹底を図るとともに、出張の際のバック商品の活用、詰め替え文具用品の利用促進、共同調達の実施、不要不急の物品等の購入は行わない等により、平成 28 年度から平成 29 年度までの削減額が累計 58,778 千円(62.6 %)となり、中長期計画に掲げた削減目標に向けて抑制を図っている。 (4)特定中山間保全整備事業等 一般管理費(公租公課、事務所借料等の所要額計上を必要とする経費を除く。)については、耐用年数の経過した保存品等の継続使用に加え、共同調達や一括

様式2-1-4-2 国立研究開発法人 年度評価 項目別評価調書(業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項) 様式

		調達による調達金額の節減に取り組むとともに、事務用品のリユースの推進などを図った結果、平成 28 年度から平成 29 年度までの削減額が水源林造成業務とあわせ累計 16,320 千円（8.7％）となり、中長期計画に掲げた削減目標に向けて抑制を図っている。	
自己評価	評価	B	
	＜評価と根拠＞ 一般管理費及び業務経費について、事務経費の削減、予算の適正な管理を行うなどにより、前年度に引き続き節減を強化し年度計画の内容を達成したことから、「B」評価とした。		
	＜課題と対応＞ 引き続き円滑かつ効率的な業務運営を確保しつつ、必要な経費の削減を図る。		
主務大臣による評価	評価		
	＜評価に至った理由＞		
	＜今後の課題＞		
	＜その他事項＞		

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第2-2	第2 業務運営の効率化に関する事項 2 調達合理化		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書:事前分析表農林水産省 30-⑰ 行政事業レビューシート事業番号: 0215、0222

2. 主要な経年データ								
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度)	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	(参考情報) 当年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中長期目標	「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定)等を踏まえ、公正かつ透明な調達手続による、適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、毎年度策定する「調達等合理化計画」に基づき、重点的に取り組む分野における調達の改善、調達に関するガバナンスの徹底等を着実に実施する。
中長期計画	「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定)等を踏まえ、公正かつ透明な調達手続による、適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、毎年度策定する「調達等合理化計画」に基づき、重点的に取り組む分野における調達の改善、調達に関するガバナンスの徹底等を着実に実施する。
年度計画	「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定)等を踏まえ、公正かつ透明な調達手続による、適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、「調達等合理化計画」を策定するとともに、同計画に基づき、重点的に取り組む分野における調達の改善、調達に関するガバナンスの徹底等を着実に実施する。
主な評価指標	<評価の視点> ・毎年度策定する「調達等合理化計画」に基づき、重点的に取り組む分野における調達の改善等を着実に実施しているか。 (評価指標) ・各年度策定する調達等合理化計画に定められた評価指標
法人の業務実績等・自己評価	
業務実績	<主要な業務実績> 1. 重点的に取り組む分野(【 】は評価指標) (1) 研究開発用及び業務運営に係る物品・役務等の調達 研究開発用及び業務運営に係る物品・役務の調達について、調達業務の効率化・合理化の観点から、平成 29 年度においても引き続き①～④の取組を実施することと、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を目指した。 ① 単価契約の対象品目の見直しを行い、調達手続きの簡素化と納期の短縮等を図った。【調達手続きの簡素化と納期の短縮】 単価契約の対象品目の追加等を行い、通常の物品調達の場合と比較して、納品に要する期間を 2 週間程度短縮するなど、調達手続きの簡素化を図った。 ・単価契約件数: 256 件(前年度 230 件) ② 物品・役務について共同調達又は一括調達の取組を推進した。【調達手続きに要する事務量の節減】 農業・食品産業技術総合研究機構及び国際農林水産業研究センターとの共同調達を引き続き実施すると共に、支所等においても地域農業研究センター等と新たに共同調達を実施するなど以下の取組を行い、調達手続きに要する事務の軽減を図った。 ・森林総合研究所と育種センター 1 件(前年度 1 件) ・森林総合研究所と農研機構等 4 件(前年度 3 件) ・北海道支所と北海道育種場 6 件(前年度 7 件) ・北海道支所と北海道農業研究センター 1 件(前年度 0 件) ・東北支所と東北育種場 9 件(前年度 8 件) ・東北支所、東北育種場と東北農業研究センター 1 件(前年度 0 件) ・九州支所と九州育種場 5 件(前年度 5 件) ・森林整備センターと森林保険センター 1 件(前年度 1 件) ・森林整備センター、関東整備局と森林保険センター 2 件(前年度 2 件) ③ 複数年にわたる調達が経済的又は効率的と判断されるものについては、複数年契約を行うことにより、調達金額の節減及び調達事務の効率化を図った。【調達手続きに要する事務量の節減】 施設の保守管理業務、自動車・複写機の借り上げ等を複数年契約に移行することにより、調達手続きに要する事務の軽減を図った。 ・複数年契約: 115 件(前年度 134 件) ④ 契約事務取扱要領において明確にした随意契約によりことができる具体的事由について、その内容の徹底を図った。【契約事務取扱要領「随意契約の基準」の適

	用件数】 契約事務取扱要領において明確にした随意契約によることができる具体的事由について、審査を行い確認した。 ・随意契約審査委員会:森林総合研究所(育種センター含む。)29回34件(前年度29回34件)、森林整備センター25回25件(前年度36回51件)、森林保険センター1回1件(前年度1回5件) (2)一者応札・応募の改善 一者応札・応募となった調達について、新規委託研究事業の受託の増加に伴い平成27年度と比較して平成28年度は件数は減少したが、金額は増加した。このため、平成29年度においては、前年度からの①～③の取組に加えて④を行うことにより、更なる適正な調達を目指した。 ①入札審査委員会による事前審査の実施【審査件数】 入札審査委員会において、競争性の確保の観点から仕様書等の審査を行った。 ・入札審査委員会による審査件数:森林総合研究所(育種センターを含む。)137回193件(前年度125回193件)、森林整備センター51回61件(前年度39回57件)、森林保険センター5回6件(前年度2回4件) ②調達見通しを作成しホームページで公表【公表件数】 調達見通しを作成してホームページで公表することにより、入札参加者を増加させるための取組を引き続き実施した。 ・ホームページでの公表件数:建設工事等4件(前年度9件)、測量・建設コンサルタント等業務関係2件(前年度7件)、物品等127件(内76件は森林整備センター、前年度69件)の発注見通しをホームページで公表した。 ③入札説明書受領者へのアンケートの実施【アンケート実施件数】 入札説明書受領者へのアンケートの実施により、仕様書における競争性確保のための条件等について調査し、次の同種案件への参考とした。 ・アンケート実施件数:一者応札・応募となった案件について、入札説明書を受領しながら応札を行わなかった業者に対して、その理由等を辞退届又は聴き取り等により調査を行った。(実施件数:90件(内12件は森林整備センター)(前年度63件(内11件は森林整備センター)) ④ホームページから仕様書のダウンロードを可能とする仕組みの導入【仕様書のアップロード件数】 平成29年度は、新たにホームページから仕様書をダウンロードできる仕組みを導入したことにより、入札に参加しやすい環境作りに努めた。 ・仕様書アップロード実施件数:196件(内23件は森林整備センター、5件は森林保険センター) 2. 調達に関するガバナンスの徹底【 】は評価指標) 当法人が平成27年12月に公表した「国立研究開発法人森林総合研究所における不適正経理処理事案に係る調査報告書」における再発防止策については、(1)、(2)及び(3)を含めて引き続きこれを継続した。また、調達ガバナンスの徹底を図るため(4)の措置についても併せて行った。 (1)検収の徹底 不適正経理処理の発生を未然に防止するため、新たな検査体制の徹底を図り、契約業者から納品される調達対象物品等は、すべて検収担当部署のスタッフが検収を行い、検査調書(又は検査関係書類)を作成することとした。【監査室による点検実績等】 新たな検査体制の徹底を図り、契約業者から納品される調達対象物品等はすべて検収担当部署のスタッフが検収を行い、検査調書(又は検収関係書類)を作成する取組を実施した。 検収の徹底状況について内部監査を実施した。(平成29年12月12日 監査対象部署:調達適正課検収係) (2)研究費執行マニュアルの改定等 預け金、契約権限のない研究員による発注といった研究費の不正使用の防止及び適切な執行を行うために、調達手続の枠組みやこれまでの不適正経理処理事案等をまとめた研究費執行マニュアルを必要に応じて改定するとともに、調達担当職員のみならず研究員に対しても研修を実施することとした。【研究費執行マニュアルの改定及び研修の実施等】 「研究費の使用に関するハンドブック」(研究費執行マニュアル)を改定(組織の名称等)した。 また、以下のマニュアルについて、注意点の追加等の改定を行い、事務説明会の開催(平成29年7月27日)及びe-ラーニングによる定着度把握の取組を行った。 ・公的研究費の事務手引き(平成29年7月18日改定) ・科学研究費助成事業(科研費)経理事務手引き(平成29年7月18日改定) (事務説明会参加者503名) (3)コンプライアンス・ハンドブックの改定 研究費の不正使用の防止及び公平性・透明性の高い調達のため、「コンプライアンス・ハンドブック」を改定するとともに周知徹底を図った。【コンプライアンス・ハンドブックの改定】 「コンプライアンス・ハンドブック」を改定(事例追加等)し、職員に周知を行った。 また、コンプライアンス意識調査結果を踏まえ、非常勤職員を対象に、改定した「コンプライアンス・ハンドブック」を用いたコンプライアンス研修(平成29年度12月1日開催)を実施した。(参加者:199名) (4)随意契約審査委員会による点検 少額随意契約以外に新たに随意契約を締結することとなる案件については、事前に法人内に設置された随意契約審査委員会において、契約事務取扱規程における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から審査を受けることとした。【随意契約審査委員会による事前点検実績等】 随意契約審査委員会において、契約事務取扱規程における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から審査を実施した。 ・随意契約審査委員会:森林総合研究所(育種センターを含む。)29回34件(前年度29回34件)、森林整備センター25回25件(前年度36回51件)、森林保険センター1回1件(前年度1回5件) また、契約監視委員会による審査を行い、透明性、公平性の確保に努めた。
--	--

様式2-1-4-2 国立研究開発法人 年度評価 項目別評価調書(業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項) 様式

自己評価	評価	B
	<評価と根拠> 重点的に取り組む分野においては、研究開発用に係る物品及び役務の調達について、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を行うことができた。また、業務運営に係る物品・役務等の調達についても効率的な調達を行うことができた。一者応札の改善についても、新たにホームページから仕様書のダウンロードを可能とする仕組みを導入する等計画した取組を実施し、入札件数は平成 28 年度と比較し増加したにもかかわらず、一者応札は減少しており、一者応札の比率を軽減することができた。 調達に関するガバナンスの徹底においては、新たな検査体制の徹底を図り、契約業者から納品される調達対象物品等は、すべて検収担当部署のスタッフが検収を行い、検査調書(又は検査関係書類)を作成する取組を実施した。内部監査により徹底状況を把握した結果、問題はなかった。物品の使用状況についても問題はなかった。 また、研究費執行マニュアルの作成等においては、預け金、契約権限のない研究員による発注といった研究費の不正使用の防止及び適切な執行を行うために、研究費執行マニュアルを改定するとともに、調達担当職員及び研究員に対する研修を実施した。「コンプライアンス・ハンドブック」の改定においては、研究費の不正使用の防止及び公平性・透明性の高い調達を行うために改定し、職員(非常勤職員含む。)に周知徹底を図った。 さらに、随意契約審査委員会による点検、契約監視委員会による審査により調達におけるガバナンスの徹底を図った。 以上のように、年度計画を着実に遂行したことから、「B」評価とした。	
主務大臣による評価	評価	
	<評価に至った理由> <今後の課題> <その他事項>	

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第2-3	第2 業務運営の効率化に関する事項 3 業務の電子化		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書:事前分析表農林水産省 30-⑪ 行政事業レビューシート事業番号: 0215、0222

2. 主要な経年データ								
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標 期間最終年度)	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	(参考情報) 当年度までの累積 値等、必要な情報
事務手続きの電子化 状況			化学薬品管理シ ステム導入	研究プロジェクト報 告書の電子デー タ収集				
テレビ会議等の開催 回数			テレビ会議 164 回、 ウェブミーティング 78 回	テレビ会議 140 回、 ウェブミーティング 76 回				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価			
中長期目標	出先機関等との情報の共有等については、電子化の促進等により事務手続の簡素化・迅速化を図るとともに、利便性の向上に努めることとする。また、森林研究・整備機構内ネットワークの充実を図ることとする。併せて情報システム、重要情報への不正アクセスに対する十分な堅牢性を確保する。		
中長期計画	出先機関等との情報の共有等については、電子化の促進等により事務手続の簡素化・迅速化を図るとともに、利便性の向上に努めることとする。また、森林研究・整備機構内ネットワークの充実を図ることとする。併せて情報システム、重要情報への不正アクセスに対する十分な堅牢性の確保に努める。		
年度計画	電子化の推進等により事務手続きの簡素化・迅速化及び利便性の向上を図り、併せて適切なセキュリティ対策に努め、情報システムの堅牢性を確保する。		
主な評価指標	<評価の視点> ・電子化の促進等により事務手続きの簡素化・迅速化を図り、利便性の向上に努めているか。 ・研究所内ネットワークの充実を図っているか。 (評価指標) ・事務手続きの電子化状況 ・テレビ会議等の開催回数		
法人の業務実績等・自己評価			
業務実績	<主要な業務実績> 事務手続きの電子化としては、グループウェアを活用して外部資金による研究プロジェクト報告書を電子データとして収集し、外部資金プロジェクトを管理・運営するための作業の簡素化・迅速化を図った。 平成 29 年度に講演会や研修等の中継等のためテレビ会議システムを 140 回利用し、また各部署間の打合せ等にはウェブミーティングシステムを 76 回利用した。 研究所総務部においては、課長会議の資料を電子データとした。		
自己評価	評定	B	
	<評定と根拠> 事務手続の電子化としては、引き続き、グループウェアを活用し外部資金によるプロジェクト研究の資料の集約を行うほか、会議資料の電子化を促進した。また、テレビ会議システム、ウェブミーティングシステムについても、継続的に使用され、機構の運営の円滑化が図られている。 以上のように業務の電子化を進め、業務運営の効率化を図ったことで平成 29 年度の目標を達成したことから、「B」評定とした。		
主務大臣による評価	評定		
	<評定に至った理由>		
	<今後の課題> <その他事項>		

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第3-1	第3 財務内容の改善に関する事項 1 研究開発業務		
当該項目の重要度、 難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値等 (前中期目標期間最終 年度値等)	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な 情報
予算配分方針と実績								
セグメント情報の開示状況								
外部研究資金の実績(件数、金額)		件数(金額(百万円))						
総計		250 (1,903)	237 (1,628)	182 (1,742)				
内訳								
政府受託		30 (486)	24 (413)	21 (439)				
その他の受託研究		53 (478)	55 (663)	17 (780)				
助成研究		12 (7)	16 (16)	13 (22)				
科学研究費助成事業		146 (326)	134 (350)	127 (331)				
研究開発補助金		9 (607)	8 (186)	4 (171)				
政府受託(件数、金額)		件数(金額(百万円))						
総計		30 (486)	24 (413)	21 (439)				
内訳								
林野庁		6 (87)	4 (57)	4 (83)				
農林水産技術会議		17 (240)	15 (211)	14 (310)				
環境省		7 (159)	5 (145)	3 (46)				
食料産業局		0 (0)	0 (0)	0 (0)				
競争的資金等への応募件数と新規 採択件数(項目については適宜加除)		応募数(採択(契約)数)						
内訳		192 (54)	175 (42)	157 (47)				
科学研究費助成事業		173 (46)	161 (35)	141 (44)				
研究活動スタート支援		9 (0)	5 (2)	4 (2)				
科学技術振興機構(IST)		1 (0)	1 (0)	0 (0)				
環境研究総合推進費		2 (4)	3 (1)	6 (0)				
地球環境保全等試験研究費		1 (0)	1 (0)	0 (0)				
農林水産業・食品産業科学技 術研究推進事業(*1)		6 (4)	4 (4)	3 (1)				
特許料、入場料等の自己収入実績		金額(百万円)						
総計		40	47	50				
内訳								
依頼出張経費		18	20	21				
入場料		11	11	15				
鑑定・試験業務		5	8	5				
林木育種		4	5	7				
財産賃貸収入		2	1	1				
特許料		1	2	1				
施設利用料の収入実績(百万円)								
積立金処分額 (研究・育種勘定)(千円)			57,863	242,347				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価		
中長期目標	「第4 業務運営の効率化に関する事項」を踏まえた中長期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行う。 独立行政法人会計基準(平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定、平成27年1月27日改訂)等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成	

様式2-1-4-2 国立研究開発法人 年度評価 項目別評定調書(業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他の業務運営に関する重要事項)様式

	基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する体制を構築する。 一定の事業等のまとまりごとに、適切にセグメントを設定し、セグメント情報を開示するとともに、研究分野別セグメント情報などの開示に努める。 このほか、受託研究等の外部研究資金の獲得、受益者負担の適正化、特許実施料の拡大等により自己収入の確保に努める。特に、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成 25 年 12 月 24 日閣議決定)において、「法人の増収意欲を増加させるため、自己収入の増加が見込まれる場合には、運営費交付金の要求時に、自己収入の増加見込み額を充てて行う新規業務の経費を見込んで要求できるものとし、これにより、当該経費に充てる額を運営費交付金の要求額の算定に当たり減額しないこととする。」とされていることを踏まえ、本中長期目標の方向に即して、特許実施料の獲得など積極的かつ適切な対応を行う。
中長期計画	○予算の収支計画及び資金計画 運営費交付金に係る予算の計画及び実行に当たっては、業務の効率化による効果に加え、「第 3 業務運営の効率化に関する事項」を踏まえた中長期計画の予算を作成し、当該予算による運営に努める。 (1)収益化単位の業務ごとの予算と実績管理 運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する体制を構築し実施する。 (2)セグメントの開示 一定の事業等のまとまりごとに、適切にセグメントを設定し、セグメント情報を開示するとともに、研究分野別セグメント情報などの開示に努める。 (3)自己収入の拡大に向けた取組 受託研究等の外部研究資金の獲得、受益者負担の適正化、特許実施料の拡大等により自己収入の確保に努める。本中長期目標の方向に即して、外部研究資金の獲得等を積極的に適切な対応に努める。 ○短期借入金の限度額 13 億円 (想定される理由) 運営費交付金の受入の遅延等に対応するため ○不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画 平成 27 年度末までに用途を廃止し、不要となっている財産である北海道支所外来研究員宿泊所跡地(札幌市)、東北支所好摩実験林(盛岡市)、関西支所宇治見・島津実験林(京都市)、四国支所松原山苗畑(高知市)、九州支所もみじ山(熊本市)については、平成 28 年度以降に現物納付する。 ○剰余金の使途 剰余金は、研究等機材及び施設の充実を図るための経費に充てる。 ○積立金の処分 前中長期目標期間繰越積立金は、前期中長期目標期間中に自己収入財源で取得し、当期中長期目標期間へ繰り越した有形固定資産の減価償却に要する費用等に充当する。
年度計画	○予算の収支計画及び資金計画 中長期計画に基づき、業務の効率化を進め、確実な経費の削減を図るなど、適切な運営に努める (1)収益化単位の業務ごとの予算と実績管理 運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する体制を構築し実施する。 (2)セグメントの開示 一定の事業等のまとまりごとに、適切にセグメントを設定し、セグメント情報を開示するとともに、研究分野別セグメント情報などの開示に努める。 (3)自己収入の拡大に向けた取組 受託研究等の外部研究資金の獲得、受益者負担の適正化、特許実施料の拡大等により自己収入の確保に努める。本中長期目標の方向に即して、外部研究資金獲得等について積極的に適切な対応に努める。 ○短期借入金の限度額 13 億円 (想定される理由) 運営費交付金の受入の遅延等に対応するため ○不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画 東北支所好摩実験林(盛岡市)については、隣接所有者との調整等、所要の措置を講じた上で、現物納付の事務手続きを進める。 ○剰余金の使途 剰余金は、研究等機材及び施設の充実を図るための経費に充てる。 ○積立金の処分 前中長期目標期間繰越積立金は、前期中長期目標期間中に自己収入財源で取得し、当期中長期目標期間へ繰り越した有形固定資産の減価償却に要する費用等に充当する。
主な評価指標	<評価の視点> ・業務達成基準の導入、セグメント管理の強化に対応した会計処理方法が適切に定められているか。それに従って運営されているか。